

小郡市無線通信システム構築委託業務
仕様書

1 件名

小郡市無線通信システム構築委託業務

2 契約期間

契約締結日から令和10年9月30日（土）まで

3 システム運用期間

令和5年10月1日（日）から令和10年9月30日（土）まで

4 納品及びシステム構築期限

令和5年9月29日（金）まで

5 業務委託の概要

本業務は、小郡市が災害時の情報連絡手段を確保するため、無線通信システムを構築し、屋内でも通信が明瞭なIP無線機器を運用する業務である。

6 納品台数

(1) IP無線機器 80セット ※新品に限る。

品 目	数 量	単 位
IP無線機	80	台
車載用充電クレードル ※車載取付器具+シガーソケットからの充電器具 可	12	台
卓上用充電クレードル	3	台
スピーカーマイク	12	個
クリップ付ケース	32	個
タイピンマイク	32	個

(2) 端末管理システムパソコン 3台 ※新品に限る。

7 納品場所

小郡市役所 防災安全課 福岡県小郡市255番地1（本館2階）

8 機器仕様

(1) IP無線機

IP無線機の仕様は、以下の要件を満たすものとする。

- ①各携帯電話会社のモバイル通信又は、Wi-Fi を経由した通信が可能であり、携帯電話網の通信エリアで利用できること。
- ②災害時にも輻輳の影響を受けることなく、通信を行うことが可能であること。
- ③通信グループが10以上作成でき、3以上のグループに登録（所属）ができること。
- ④車載及び卓上クレードル等での充電に対応すること。
- ⑤車載での使用時、スピーカーマイクに対応すること。
- ⑥動態管理システムを利用し、IP無線機の位置及び軌跡確認が可能であること。
- ⑦災害時屋外での使用に耐え得る防水・防塵等の機能を有すること。
- ⑧クリップ付ケース及びストラップの取付が可能であること。
- ⑨IP無線機に物理的なPTTボタンを有すること。
- ⑩IP無線機のバッテリー満充電後、12時間以上使用可能であること。
- ⑪アンテナはIP無線機に内臓であること。
- ⑫IP無線機にカメラが搭載されており、撮影した静止画及び動画をシステムに伝送できること。

(2) 端末管理システム用パソコン

端末管理システム用パソコン（以下「パソコン」とする）の仕様は、以下の要件を満たすものとする。

- ①15インチ以上のディスプレイを有するノートパソコンであること。
- ②オフィスソフト（Word、Excel、PowerPoint）がインストールされていること。
- ③Wi-fi を経由したインターネット等に接続が可能であること。
- ④HDMI 端子等による外部モニターへの接続が可能であること。
- ⑤契約期間におけるOS等の保守に対応していること。
- ⑥ウイルスソフト等によるセキュリティ機能を有すること。

9 システム構築

(1) 端末管理システム

端末管理システムの仕様は、以下の要件を満たすものとする。

- ①発注者（管理者）が音声通話グループ及び動態管理システムのグループ設定を変更できること。
- ②IP無線機から伝送された画像、動画及びコメントが地図上に即時に自動共有されること。

(2) 動態管理システム

動態管理システムの仕様は以下の要件を満たすものとする。

- ①動態管理はソフトウェアをインストールすることなく、パソコン等によるウェブブラウザ上で行えること。
- ②動態管理を行うサイトは、ID・パスワードによるログイン管理でセキュリティを担保できること。
- ③各 I P 無線機から伝送された位置情報付の静止画及び動画を添付しているテキストデータを地図上に表示できること。
- ④動態管理システムから通信グループもしくは、I P 無線機個別にテキスト情報が伝送できること。

1 0 運用プラン

(1) 各 I P 無線機の運用プランは、最低限以下の内容を満たすものとする。

運用プラン内容	数量
無線通信、画像及び動画の送受信の使用量によって通信制限がない。	4 台以上
無線通信、画像及び動画の送受信に制限をかけることでコスト削減が図れる。	76 台以下

(2) 各 I P 無線機の必須機能は最低限以下の内容を満たすものとする。

プラン名	数量
画像・動画共有	80 台
動態軌跡管理 (GPS)	12 台以上
I P 無線保守	80 台

1 1 保守

- (1) 障害発生時や技術的な問合せ先として、対応可能な窓口を設置していること。
- (2) 故障した機器の復旧に要する費用については、本契約に含むこと。ただし、以下の場合はこの限りではない。
 - ①発注者又は第三者による輸送、移動時の落下・衝撃等の取扱いが適正でないために生じた故障及び損傷。
 - ②発注者又は第三者による使用上の誤り、不要な改造・修理による故障及び損傷。
 - ③天変地変等の外的要因に起因する故障及び損傷。
- (3) 機器故障や不具合等により、I P 無線機が使用できなくなった場合は、代替品と交換すること。
- (4) 保守作業に関する連絡体制表を提出すること。

1 2 操作説明

納品及びシステム構築後、速やかに操作説明会を実施すること。また、以下の手順書等を

作成すること。

[手順書等]

- ・ 操作説明書
- ・ 簡易操作説明書
- ・ 故障時、紛失時の対応手順書
- ・ 管理者マニュアル

1.3 支払い方法

納品及びシステム構築後、検査に合格したときは、委託金額を契約受託者の請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

1.4 その他

- (1) 受注者は、納品前に発注者が指定するグループ設定を行うこと。
- (2) 受注者は各IP無線機に発注者が指定する運用プラン設定及び通し番号を貼付し、使用できる状態で納品すること。
- (3) 本業務の実施に係る全ての経費は、受託者において負担するものとする。
- (4) 業務を履行する上で知り得た個人情報に関して、個人情報保護法に従い適正に取扱うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、または、本仕様書に記載されている事項について疑義が生じた場合には、市担当者との協議のうえ決定すること。